

平成29年3月29日

教育委員会第3回定例会記録

石巻市教育委員会

教育委員会第3回定例会記録

◇開会年月日 平成29年3月29日（水曜日） 午後 3時01分開会

午後 4時01分閉会

◇開催の場所 第1・第2委員会室

◇出席委員 5名

委員 長	阿部 邦英 君	委員 長職務代行者	津嶋 ユウ 君
委員	今井 多貴子 君	委員	杉山 昌行 君
教育 長	境 直彦 君		

◇欠席委員 なし

◇説明のため出席した者の職氏名

事務局 長	草刈 敏雄 君	事務局 次長	佐藤 徳郎 君
事務局 次長 (震災復興担当)	前原 義久 君	教育総務課 長	佐々木 貞義 君
学校教育課 長	平塚 隆 君	学校安全推進課 長補佐	阿部 勇志 君
学校管理課 長	三浦 司 君	生涯学習課 長補佐	二上 智子 君
体育振興課 長	佐藤 敏彦 君	学校施設課 長	高橋 正能 君
中央公民館 長	松川 啓悦 君	図書館 長	小山 恵美 君

◇書 記

教育総務課 課長補佐	石井 透公 君	教育総務課 課長	加藤 陽子 君
教育総務課 課長	久光 雄介 君		

◇付議事件

一般事務報告

・教育長報告

- ・石巻市立小中学校体育及び文化活動補助金における補助率の変更について
(石巻市立小中学校体育及び文化活動補助金交付要綱の一部を改正する告示)
- ・交通事故の和解及び損害賠償額の決定について
- ・渡波中学校新校舎落成式について
- ・雄勝小学校・雄勝中学校開校式について

審議事項

- 第 7 号議案 石巻市立小学校及び石巻市立中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則
- 第 8 号議案 石巻市立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則
- 第 9 号議案 石巻市立高等学校学則の一部を改正する規則
- 第 10 号議案 石巻市立高等学校職員の職員評価に関する規則の一部を改正する規則
- 第 11 号議案 石巻市教育委員会の組織等に関する規則及び石巻市立小学校及び石巻市立中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則
- 第 12 号議案 初任者研修に係る宮城県教育委員会から派遣された非常勤講師の取扱いに関する要綱の一部を改正する訓令
- 第 13 号議案 石巻市教育委員会職員のハラスメントの防止等に関する要綱の一部を改正する訓令
- 第 14 号議案 石巻市立学校のセクシュアル・ハラスメントの防止等に関する要綱の一部を改正する訓令
- 第 15 号議案 渡波中学校建設基本構想検討委員会設置要綱を廃止する告示
- 第 16 号議案 雄勝地区統合小・中学校建設基本構想検討委員会設置要綱を廃止する告示
- 第 17 号議案 石巻市教育振興基本計画について
- 第 18 号議案 石巻市スポーツ推進委員の委嘱について
- 第 19 号議案 職員の処分について ※追加議案

その他

午後 3時01分開会

○委員長（阿部邦英君） それでは、ただいまから平成29年第3回定例会を開会いたします。
本日の会議ですが、欠席委員はございません。

会議録署名委員の指名

○委員長（阿部邦英君） 会議録署名委員の指名を行います。
本日の会議録署名委員は、津嶋委員にお願いします。
よろしくお願ひいたします。

教育長報告

○委員長（阿部邦英君） それでは、本日の案件に入ります。
本日の案件は、一般事務報告が5件、審議事項が12件及びその他となっております。
それでは、一般事務報告に入ります。
教育長報告について、教育長から報告をお願いいたします。

○教育長（境 直彦君） それでは、私から、各学校の状況、それから石巻市議会第1回定例会、市立高等学校入学者選抜状況、大川小学校関係の4点についてご報告いたします。
幼稚園、小・中・高等学校等、卒業式、終了式と24日をもって終了し、学年末休業期間に入っております。各校・園ともすばらしい儀式的行事を行っていただきました。
4月1日付け人事異動は25日に発表がありました。新年度は辞令交付式が3日に県関係各公署で行われる予定です。
市関係では、3日に関係職員の辞令交付式、4日に新任教職員の初任者着任式、5日に新任校長、教頭等研修会を行います。また、渡波中学校校舎落成式が8日に、雄勝小学校、中学校の開校式が9日に、入学式関係では、桜坂高校が7日、小・中学校は10日、11日に、幼稚園は12日に行う予定です。また、幼稚園長、こども園長、小・中・高等学校長会議は4月13日に行う予定となっております。

次に、2月13日に開会しました市議会第1回定例会は3月14日に閉会いたしました。内容ですが、平成29年度石巻市一般会計予算ですが、教育関係では10款教育費の総額で82億3,636万1,000円、前年比14億1,674万8,000円の減となっております。また、11款災害復旧費のうち公立学校施設災害費等の教育関係では2億8,445万円で、前年比64億6,917万9,000円の減となっ

ています。10款の内容ですが、教育指導奨励費でALT、学校図書館司書の増員、桜坂高校の魅力ある学校づくり事業、協働教育推進事業、小・中学校の老朽化対策事業、複合文化施設整備事業など、社会教育施設費で増となっております。

次に、一般質問では15名の議員から通告があり、4日間にわたり質疑を行いました。教育関係では、大川小問題の控訴について、複合文化施設の今後のスケジュールについて、発達障害者支援法の改正点と今後の取組として、教育における個別の教育支援計画及び指導計画について、中学校における部活動指導員について、中学校部活動の連合チームについて、持続可能な開発のための教育について、スポーツと地域振興対策について、教育機会の確保と貧困の連鎖の遮断についてということで、幼児教育、学校教育すべきことは、また教育振興基本計画で教育機会の確保はできるのかという質問がありました。

3点目の平成29年度市立高等学校入学者選抜結果について、二次募集の結果を含めて報告いたします。桜坂高等学校では、学励探究コースが120名の定員で99名、キャリア探究コースが80名の定員で80名となり、入学生は179名となりました。学励探究コースで定員を21名下回ってしまいました。しかしながら、昨年度より34名増えているということになります。

最後に、大川小学校関連では、本日、仙台高裁での控訴審の第1回口頭弁論が行われております。

以上でございます。

○委員長（阿部邦英君） ただいまの説明に対しましてご質問等ございましたらお願いいたします。

（「ありません」との声あり）

石巻市立小中学校体育及び文化活動補助金における補助率の変更について

（石巻市立小中学校体育及び文化活動補助金交付要綱の一部を改正する告示）

○委員長（阿部邦英君） それでは、なければ、次に、石巻市立小中学校体育及び文化活動補助金における補助率の変更について、学校教育課長から報告をお願いいたします。

○学校教育課長（平塚 隆君） それでは、私から石巻市立小中学校体育及び文化活動補助金における補助率の変更についてご説明を申し上げます。

表紙番号2の1ページから3ページをご覧ください。

石巻市立小中学校体育及び文化活動補助金は、市立小・中学校の児童・生徒が中学校総合体育大会や音楽コンクール等へ参加するために必要となる交通費、宿泊費等の経費の一部を補助

するもので、補助率を石巻地区大会75%、宮城県大会及び東北大会50%、全国大会70%とし補助金を交付しております。

しかし、現在は、平成26年度のバス運賃算定方法の改正により、交通費が増加傾向にあります。各学校において複数の種目が宮城県大会、東北大会と勝ち進むにつれて交通費が増大していくことに加え、児童・生徒の減少もあり、保護者1人当たりの負担額が大きくなっている現状にあります。

そこで、保護者の負担を軽減し、児童・生徒が安心して体育及び文化活動に打ち込み、さらなる活躍を目指すことができる体制を整えるため、石巻市立小中学校体育及び文化活動補助金交付要綱の一部を改正し、宮城県大会、東北大会及び全国大会の補助率を75%に変更しました。

なお、平成29年4月1日から変更後の補助率にて本事業を実施いたします。

以上、ご報告申し上げます。

○委員長（阿部邦英君） ただいまの報告に対しましてご質問等ございましたらお願いいたします。

今井委員。

○委員（今井多貴子君） ほかの自治体との比較検討のところなんですけれども、近隣の気仙沼、東松島市は一律50%ないし40%と出ていますが、近隣との整合性というのはこの場合考えなくてもよろしいのでしょうか。石巻市は75%でいくということなんです、ほかは結構低い補助率になっているんですが、その辺はいかが考えていらっしゃいますでしょうか。

○委員長（阿部邦英君） 学校教育課長。

○学校教育課長（平塚 隆君） 今、委員おっしゃっていただいたとおり、いろいろ検討はさせていただきました。その中で、保護者の声とかさまざまな声を勘案したときに、今の石巻の現状を考えると、やはり一律75%ということが一番適当かなという部分がありまして、そこで平成29年4月1日からそのようにさせていただこうと思っています。

他市町村との比較についても随分検討はさせていただきました。中には100%という栗原市の現状があります。自治体によってさまざまということは重々承知していますが、そのあたりを考えながら平成29年度から実施させていただこうということでもよろしくお願ひしたいと思います。

○委員長（阿部邦英君） よろしいでしょうか。

ほかにございませんか。

（発言する者なし）

○委員長（阿部邦英君） では、なければ、次に進みます。

交通事故の和解及び損害賠償額の決定について

○委員長（阿部邦英君） 次に、交通事故の和解及び損害賠償額の決定について、学校管理課長から報告をお願いします。

○学校管理課長（三浦 司君） それでは、私から交通事故の和解及び損害賠償額の決定についてご報告申し上げます。

平成29年2月3日金曜日でございますが、午前10時10分ごろ、学校管理課男性主任主事が教育用コンピューター修繕のため公用車で河北中学校へ向かっていたところ、石巻市蛇田字東道下22番4地先で、右折しようとして停止している車両に続いて停止していた相手方の車両があり、続いて停止しようとしたしましたが、注意不足によりブレーキを踏むのが遅れてしまい、雪でスリップし、そしてそのまま相手方の車両に追突した交通事故であります。

この事故によりまして、相手方にけがはありませんでしたが、相手方の車両のバックドアガラス、リアバンパー及び加害車両のフロントバンパー等が損傷いたしました。

今回の事故は停車中の相手車両への追突であるため、市側の過失割合を10割とし、本件事故の損害賠償額として38万9,080円を支払うことで平成29年2月24日に示談が成立いたしました。

以上で一般事務報告を終わらせていただきます。

○委員長（阿部邦英君） ただいまの報告に対しましてご質問ありましたらお願いします。

（「ありません」との声あり）

○委員長（阿部邦英君） それでは、なければ、次に進みます。

渡波中学校新校舎落成式について

○委員長（阿部邦英君） 渡波中学校新校舎落成式について、学校施設整備室長から報告をお願いします。

○学校施設整備室長（高橋正能君） それでは、私から渡波中学校新校舎落成式についてご説明申し上げます。

表紙番号2の4ページをご覧ください。

東日本大震災の津波被害による移転新築を進めておりました渡波中学校の新しい施設につきましては、去る3月23日、工事が完了し、3月25日には稲井小学校敷地内の仮設校舎からの引っ越し作業が行われ、学校長への引き渡しが完了したところでございます。このたび新校舎

落成式の日程及び内容が決まりましたので、ご報告申し上げます。

渡波中学校の新校舎落成式は、本年4月8日土曜日、午前10時から渡波中学校屋内運動場を会場として開催することに決定いたしました。出席者は、地元選出国會議員を初めとする来賓、市長、教育委員、石巻市建設部、復興事業部職員、教職員、生徒、保護者及び一般参列者となっており、600名を超える出席者を見込んでおります。

式の次第につきましては、開式宣言に始まり、市長の式辞、市議會議長、地元選出国會議員、県議會議員それぞれの祝辞、来賓紹介及び祝電披露、設計業者による施設概要説明、施工業者等への感謝状贈呈、学校長の映像による学校の近況報告、校歌斉唱、テープカットを行い、閉式宣言で終了となる予定でございます。

当日の配車や出発時間につきましては、別途ご案内申し上げますので、よろしくお願いいたします。

なお、今回の校舎落成に際しましては、稲垣潤一東北サポート基金から学校に対して復興支援としてグランドピアノを初め楽器類が寄贈されることになっておりまして、落成式に引き続きまして贈呈式を開催する予定となっております。また、その後、来賓の皆様を初め地域住民の方々も対象とした施設見学会を予定しております。

以上で一般事務報告を終わります。

○委員長（阿部邦英君） ただいまの報告に対してご質問等ありましたらお願いいたします。ございませんか。

（発言する者なし）

○委員長（阿部邦英君） なければ、次に進みます。

雄勝小学校・雄勝中学校開校式について

○委員長（阿部邦英君） 雄勝小学校・雄勝中学校開校式について、教育総務課長から報告をお願いいたします。

○教育総務課長（佐々木貞義君） それでは、雄勝小学校・雄勝中学校開校式についてご説明申し上げます。

表紙番号2の5ページをご覧ください。

平成29年度より開校する雄勝小学校及び雄勝中学校につきましては、平成28年石巻市議会第3回定例会に石巻市立学校設置条例の一部を改正する条例を提案し、議決をいただいているところでございます。今回、当該校の開校式の日程や内容が決まりましたので、ご報告申し上げ

げます。

始めに、日程についてでございますが、4月9日日曜日、午前10時から、雄勝小・中学校体育館、現在の大須小学校体育館を会場として開校式を行うことに決定いたしました。出席者は、市長を初め来賓、教育委員、事務局職員、教職員、児童・生徒、保護者及び一般参列者となっております。100名を超える出席者を見込んでおります。

次に、式の次第についてでございますが、開式宣言に始まり、国歌斉唱、市長の開校宣言、校旗授与を行います。続いて委員長の式辞、市長、校長の挨拶、議長の祝辞をいただき、来賓紹介等を行った後、校歌、校章作成者に感謝状及び記念品の贈呈を行います。その後、児童・生徒の代表挨拶と校歌の披露を行い、閉式となります。

以上で一般事務報告を終わります。

○委員長（阿部邦英君） ただいまの報告に対してご質問等ございませんか。

（「ありません」との声あり）

第7号議案 石巻市立小学校及び石巻市立中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則

○委員長（阿部邦英君） ないようですので、次に、審議事項に入ります。

第7号議案 石巻市立小学校及び石巻市立中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則を議題といたします。

教育総務課長から説明をお願いいたします。

○教育総務課長（佐々木貞義君） ただいま上程されました第7号議案 石巻市立小学校及び石巻市立中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則についてご説明申し上げます。

本案につきましては、新渡波地区被災市街地復興土地区画整理事業及び河北地区防災集団移転促進事業の換地処分に伴い、当該地区内の町字名が変更されたことから、鹿妻小学校、渡波小学校、大谷地小学校、渡波中学校及び河北中学校の通学区域について、変更後の新住所の区域に改めようとするものでございます。

それでは、改正内容についてご説明いたしますので、表紙番号1の1ページ、あわせまして表紙番号3の規則等新旧対照表3ページから5ページをご覧ください。

通学区域を定めております別表中、鹿妻小学校の通学区域にさくら町一丁目、さくら町二丁目を加え、渡波小学校の通学区域にさくら町三丁目から五丁目までを加え、大谷地小学校の通学区域に二子一丁目から三丁目までを加え、渡波中学校の通学区域にさくら町一丁目から五丁

目までを加え、河北中学校の通学区域に二子一丁目から三丁目までを加えるものでございます。

次に、附則であります、本規則は公布の日から施行するものであります。

以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（阿部邦英君） ただいまの説明に対してご質疑等ございましたらお願いいたします。

（「ありません」との声あり）

○委員長（阿部邦英君） ないようでしたら、第7号議案 石巻市立小学校及び石巻市立中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則は、原案のとおり決することとしてよろしいでしょうか。

（「はい」との声あり）

○委員長（阿部邦英君） ご異議ありませんので、第7号議案については原案のとおり可決いたします。

第8号議案 石巻市立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則

第9号議案 石巻市立高等学校学則の一部を改正する規則

○委員長（阿部邦英君） 次に、第8号議案 石巻市立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則及び第9号議案 石巻市立高等学校学則の一部を改正する規則については、関連がありますので一括議題として審議したいと思います、よろしいでしょうか。

（「はい」との声あり）

○委員長（阿部邦英君） それでは、第8号議案及び第9号議案については一括して審議をいたします。

教育総務課長から説明をお願いいたします。

○教育総務課長（佐々木貞義君） それでは、ただいま一括上程されました第8号議案 石巻市立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則及び第9号議案 石巻市立高等学校学則の一部を改正する規則についてご説明申し上げます。

今回の改正につきましては、学校教育法等の一部を改正する法律が平成28年4月に施行されたことから、関連する規則について一部改正を行うものでございます。

それでは、改正内容についてご説明申し上げます。

始めに、第8号議案 石巻市立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則についてご説明申し上げますので、表紙番号1の2ページ、あわせて表紙番号3の規則等新旧対照表の6ページをご覧ください。

第3条は、学校教育法等の一部を改正する法律の施行により、新たな学校の種類として義務教育学校が追加され、他自治体の義務教育学校の生徒が市立高等学校への就学を希望することが考えられることから、中学校に義務教育学校を含めるとともに、中等教育学校の前期課程の生徒が市立高等学校への就学を希望することも考えられることから、中等教育学校の生徒が市立高等学校に就学する場合の規定を加える改正を行うものでございます。

次に、附則でございますが、本規則の施行期日を平成29年4月1日とするものでございます。

次に、第9号議案 石巻市立高等学校学則の一部を改正する規則についてご説明申し上げますので、表紙番号1の3ページ、あわせて表紙番号3の規則等新旧対照表の7ページをご覧ください。

始めに、第3条第3項は、入学志願者が行う手続について規定しておりますが、入学願書の経由先を出身中学校としていたものに、義務教育学校及び中等教育学校の校長を加える改正を行うものでございます。

次に、別表は、商業科の項を削り、普通科の第3学年の収容定員を200人に改める改正を行うものでございます。

次に、附則でございますが、本規則の施行期日を平成29年4月1日とするものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（阿部邦英君） ただいまの説明に対してご質疑等ございましたらお願いいたします。

（「ありません」との声あり）

○委員長（阿部邦英君） それでは、ないようですので、第8号議案 石巻市立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則及び第9号議案 石巻市立高等学校学則の一部を改正する規則は、原案のとおり決することとしてよろしいでしょうか。

（「はい」との声あり）

○委員長（阿部邦英君） 異議がありませんので、第8号議案及び第9号議案につきましては原案のとおり可決いたします。

第10号議案 石巻市立高等学校職員の職員評価に関する規則の一部を改正する規則

○委員長（阿部邦英君） 次に、第10号議案 石巻市立高等学校職員の職員評価に関する規則の一部を改正する規則を議題といたします。

学校教育課長から説明をお願いいたします。

○学校教育課長（平塚 隆君） それでは、私から第10号議案 石巻市立高等学校職員の職員

評価に関する規則の一部改正についてご説明申し上げます。

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行により、平成28年4月より人事評価制度が導入されました。現在、市立高等学校職員については、改正法の経過措置である附則第3条第1項の規定に基づき勤務成績の評定が行われておりますが、改正法附則第3条第1項に定める期間であるところの1年が経過したことから、本案件において改正をしようとするものであります。

なお、県においても県立学校職員の職員評価に関する規則の一部改正を行う予定とのことであります。

表紙番号1の4ページ及び表紙番号3の8ページから12ページをご覧ください。

題名及び規則の各条項中「職員評価」を「人事評価」と改めました。

次に、表紙番号3の9ページから11ページにかけてご覧ください。

第6条は、第一次評価者として職員の所属する学校の教頭を加えました。

第7条は、職員が自己申告する内容を規定し、これまでの「評価票」を「評価シート」に改めました。

施行期日につきましては、附則で平成29年4月1日から施行しようとするものであります。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（阿部邦英君） ただいまの説明に対してご質疑等ございましたらお願いいたします。ございませんか。

○委員（今井多貴子君） すみません、よろしいですか。

○委員長（阿部邦英君） 今井委員。

○委員（今井多貴子君） これはお聞きしたいんですけども、職員評価を人事評価に改めた理由というのは、これは何かあって改められたのでしょうか。文言を切りかえていますよね。職員評価を人事評価という言い回し方に変えたのには何か理由があったら教えてください。

○委員長（阿部邦英君） 学校教育課長。

○学校教育課長（平塚 隆君） 具体的な記述という部分については、今、ある意味、職員の評価が人事に絡んできているというところが、高等学校のみならず小・中学校の人事においてもそのような形で改正されています。その改正に伴って、そのように職員評価から人事評価にかわったと理解しているところであります。

○委員（今井多貴子君） では、人事の評価にもなるということですね。

○学校教育課長（平塚 隆君） はい。

○委員（今井多貴子君）　ということは、県もこのように今までの職員評価を人事評価に変えるのでしょうか。

○学校教育課長（平塚　隆君）　そのようなところで県からも通知が来る予定でいるところです。

○委員（今井多貴子君）　わかりました。ありがとうございます。

○委員長（阿部邦英君）　そのほかございませんか。

（発言する者なし）

○委員長（阿部邦英君）　それでは、ないようですので、第10号議案　石巻市立高等学校職員の職員評価に関する規則の一部を改正する規則は、原案のとおり決することとしてよろしいでしょうか。

（「はい」との声あり）

○委員長（阿部邦英君）　異議がありませんので、第10号議案につきましては原案のとおり可決いたします。

第11号議案　石巻市教育委員会の組織等に関する規則及び石巻市立小学校及び石巻市立中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

○委員長（阿部邦英君）　次に、第11号議案　石巻市教育委員会の組織等に関する規則及び石巻市立小学校及び石巻市立中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則を議題といたします。

教育総務課長から説明をお願いいたします。

○教育総務課長（佐々木貞義君）　ただいま上程されました第11号議案　石巻市教育委員会の組織等に関する規則及び石巻市立小学校及び石巻市立中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則についてご説明申し上げます。

本案は、石巻市立渡波中学校の新築移転に当たり、新渡波地区被災市街地復興土地区画整理事業地内に新校舎の整備を進め、あわせて関係例規等の整理を行ってまいりましたが、今年1月20日に当該区画整理事業による換地処分が公告されたことにより、平成29年1月23日に公布した石巻市教育委員会の組織等に関する規則及び石巻市立小学校及び石巻市立中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則に規定した渡波中学校の所在地を変更するものであります。

それでは、改正内容につきましてご説明いたしますので、表紙番号1の6ページ、あわせて表紙番号3、規則等新旧対照表の12ページをご覧ください。

石巻市立渡波中学校の位置を改める改正規定中「渡波字新沼226番地」を「さくら町四丁目1番地」に改めるものでございます。

次に、附則であります、本規則は公布の日から施行するものであります。

以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（阿部邦英君） ただいまの説明に対しましてご質疑等ございましたらお願いいたします。

ございませんか。

（「はい」との声あり）

○委員長（阿部邦英君） それでは、ないようでしたら、第11号議案 石巻市教育委員会の組織等に関する規則及び石巻市立小学校及び石巻市立中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則は、原案のとおり決することとしてよろしいでしょうか。

（「はい」との声あり）

○委員長（阿部邦英君） 異議がありませんので、第11号議案につきましては原案のとおり可決いたします。

第12号議案 初任者研修に係る宮城県教育委員会から派遣された非常勤講師の取扱いに関する要綱の一部を改正する訓令

○委員長（阿部邦英君） 次に、第12号議案 初任者研修に係る宮城県教育委員会から派遣された非常勤講師の取扱いに関する要綱の一部を改正する訓令を議題といたします。

学校教育課長から説明をお願いいたします。

○学校教育課長（平塚 隆君） それでは、私から第12号議案 初任者研修に係る宮城県教育委員会から派遣された非常勤講師の取扱いに関する要綱の一部改正についてご説明をさせていただきます。

石巻市立小・中学校にその年に配置された初任教諭の研修実施に当たり、県から派遣される非常勤講師の服務監督権は派遣された市町村教育委員会にあり、その取扱いについては本要綱で定めております。本案件は、非常勤講師の特別有給休暇及び無休休養の取得事由等について、県が定めている非常勤講師の任用等に関する要綱の規定に準じた内容とするため、一部改正を行うものであります。

表紙番号1の7ページ及び表紙番号3の13ページから14ページをお開き願います。

第11条は、「所定勤務日数」の次に「所定勤務時間数」を加え、「時期」の字を改めました。

第12条は、「証人」の前に「裁判員」を加えました。

第13条は、無休休養を取得できる要件を、子の予防接種や家族の介護に拡大する内容に改めました。

次に、表紙番号3の15ページから17ページにかけてご覧ください。

このことに伴い、別表第1、別表第2をあわせて改正しております。

施行期日につきましては、いずれも附則で平成29年4月1日から施行しようとするものであります。

以上、ご審議のほどよろしくお願ひします。

○委員長（阿部邦英君） ただいまの説明に対してご質疑等ございましたらお願いいたします。ございませんか。

（「ありません」との声あり）

○委員長（阿部邦英君） それでは、ないようでしたら、第12号議案 初任者研修に係る宮城県教育委員会から派遣された非常勤講師の取扱いに関する要綱の一部を改正する訓令は、原案のとおり決することとしてよろしいでしょうか。

（「はい」との声あり）

○委員長（阿部邦英君） 異議がありませんので、第12号議案につきましては原案のとおり可決いたします。

第13号議案 石巻市教育委員会職員のハラスメントの防止等に関する要綱の一部を改正する訓令

第14号議案 石巻市立学校のセクシュアル・ハラスメントの防止等に関する要綱の一部を改正する訓令

○委員長（阿部邦英君） 次に、第13号議案 石巻市教育委員会職員のハラスメントの防止等に関する要綱の一部を改正する訓令及び第14号議案 石巻市立学校のセクシュアル・ハラスメントの防止等に関する要綱の一部を改正する訓令については、関連がありますので一括議題として審議したいと思います。よろしいでしょうか。

（「はい」との声あり）

○委員長（阿部邦英君） それでは、第13号議案及び第14号議案については一括して審議を

いたします。

教育総務課長から説明をお願いいたします。

○教育総務課長（佐々木貞義君） それでは、ただいま一括条例されました第13号議案 石巻市教育委員会職員のハラスメントの防止等に関する要綱の一部を改正する訓令及び第14号議案 石巻市立学校のセクシュアル・ハラスメントの防止等に関する要綱の一部を改正する訓令についてご説明申し上げます。

今回の改正につきましては、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正により、任命権者は、妊娠、出産、育児休業、介護休業等を理由とする嫌がらせを防止する措置を講ずることが義務づけられたことから、関連する訓令について一部改正を行うものでございます。

それでは、改正内容についてご説明申し上げます。

始めに、第13号議案 石巻市教育委員会職員のハラスメントの防止等に関する要綱の一部を改正する訓令についてご説明申し上げますので、表紙番号1の10ページ、あわせて表紙番号3の規則等新旧対照表の18ページをご覧ください。

第2条は、本要綱で使用される用語の定義について規定しておりますが、妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントについての定義を新たに規定するとともに、パワー・ハラスメントについての定義の内容を改めたほか、本要綱の対象となる職員に、非常勤職員、臨時職員、地方自治法による派遣職員を新たに加えたものでございます。

次に、第5条、第6条及び第10条につきましては、用語の整理を行ったものでございます。

次に、附則でございますが、施行期日を平成29年4月1日とするものでございます。

次に、第14号議案 石巻市立学校のセクシュアル・ハラスメントの防止等に関する要綱の一部を改正する訓令についてご説明申し上げますので、表紙番号1の12ページ、あわせて表紙番号3の規則等新旧対照表の21ページをご覧ください。

始めに、防止措置の対象として、妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント及びパワー・ハラスメントを加えることから、題名を「石巻市立学校のハラスメントの防止等に関する要綱」に改めるものでございます。

第2条は、用語の整理と妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント及びパワー・ハラスメントについての定義規定を新たに加えたものでございます。

第3条から第6条までは、用語の整理のほか、「セクシュアル・ハラスメント」を「ハラスメント」に改めるものでございます。

第7条は、第2項及び第3項で規定していた内容を第1項の各号として改めたものでございます。

第9条及び第10条は、用語の整理と「セクシュアル・ハラスメント」を「ハラスメント」に改めるものでございます。

次に、附則でございますが、施行期日を平成29年4月1日とするものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（阿部邦英君） ただいまの説明に対しましてご質疑等ございましたらお願いいたします。

ございませんか。

（「ありません」との声あり）

○委員長（阿部邦英君） それでは、ないようでしたら、第13号議案 石巻市教育委員会職員のハラスメントの防止等に関する要綱の一部を改正する訓令及び第14号議案 石巻市立学校のセクシュアル・ハラスメントの防止等に関する要綱の一部を改正する訓令は、原案のとおり決することとしてよろしいでしょうか。

（「はい」との声あり）

○委員長（阿部邦英君） 異議がありませんので、第13号議案及び第14号議案につきましては原案のとおり可決いたします。

第15号議案 渡波中学校建設基本構想検討委員会設置要綱を廃止する告示

○委員長（阿部邦英君） 次に、第15号議案 渡波中学校建設基本構想検討委員会設置要綱を廃止する告示を議題といたします。

学校施設整備室長から説明をお願いいたします。

○学校施設整備室長（高橋正能君） ただいま上程されました第15号議案 渡波中学校建設基本構想検討委員会設置要綱を廃止する告示についてご説明申し上げますので、表紙番号1の14ページをご覧ください。

当委員会につきましては、渡波中学校の建設に関する基本構想の策定に当たり、広く市民や専門家からの意見を反映させることを目的として平成25年度に設置しておりますが、既に役割を終えていることから、本委員会の設置要綱を廃止するものでございます。

附則でございますが、施行期日を平成29年4月1日とするものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（阿部邦英君） ただいまの説明に対しましてご質疑等ございましたらお願いいたします。

（「ありません」との声あり）

○委員長（阿部邦英君） それでは、ないようですので、第15号議案 渡波中学校建設基本構想検討委員会設置要綱を廃止する告示、これは原案のとおり決することとしてよろしいでしょうか。

（「はい」との声あり）

○委員長（阿部邦英君） では、異議がありませんので、第15号議案については原案のとおり可決いたします。

第16号議案 雄勝地区統合小・中学校建設基本構想検討委員会設置要綱を廃止する告示

○委員長（阿部邦英君） 次に、第16号議案 雄勝地区統合小・中学校建設基本構想検討委員会設置要綱を廃止する告示を議題といたします。

これも学校施設整備室長から説明をお願いいたします。

○学校施設整備室長（高橋正能君） ただいま上程されました第16号議案 雄勝地区統合小・中学校建設基本構想検討委員会設置要綱を廃止する告示についてご説明申し上げますので、表紙番号1の15ページをご覧ください。

当委員会につきましては、雄勝地区統合小・中学校の建設に関する基本構想の設定に当たり、広く市民や専門家からの意見を反映させることを目的として平成25年度に設置しておりますが、既に役割を終えていることから、当委員会の設置要綱を廃止するものでございます。

附則でございますが、施行期日を平成29年4月1日とするものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（阿部邦英君） ただいまの説明に対してご質疑等ございましたらお願いいたします。

（「ありません」との声あり）

○委員長（阿部邦英君） それでは、ないようでしたら、第16号議案 雄勝地区統合小・中学校建設基本構想検討委員会設置要綱を廃止する告示は、原案のとおり決することとしてよろしいでしょうか。

（「はい」との声あり）

○委員長（阿部邦英君） 異議がありませんので、第16号議案につきましては原案のとおり可

決いたします。

第17号議案 石巻市教育振興基本計画について

○委員長（阿部邦英君） 次に、第17号議案 石巻市教育振興基本計画についてを議題といたします。

教育総務課長から説明をお願いいたします。

○教育総務課長（佐々木貞義君） ただいま上程されました第17号議案 石巻市教育振興基本計画についてご説明申し上げます。

始めに、石巻市教育振興基本計画案に対するパブリックコメントの結果についてご説明申し上げますので、別冊の1ページをご覧ください。

意見の募集期間でございますが、2月14日から3月6日までの21日間募集をいたしました。

次に、その意見の受付の結果でございますが、2名の個人の方から2件のご意見をいただきました。

意見の内容でございますが、施策目標2の基本施策3、学習機会の平等の通学支援の充実に関することが1件、施策目標4の基本施策3、文化芸術活動の推進の文化芸術に触れる機会づくりの推進に関することが1件、合計2件という内容でございます。

いただいた意見の概要は2ページになりますが、通学支援に関することについては、小学生で2キロ以上の距離を徒歩通学するのは交通安全面で大変危険であり、手だてが必要であるというご意見と、3ページになりますが、文化芸術に触れる機会づくりの推進については、石巻ならではの漫画文化への理解を広げることが必要であることから、メディア芸術の推進を計画の中に盛り込むというご意見でございました。

これらに対する教育委員会の考えとして事務局が作成した案につきましては、資料のとおりでございますが、事務局といたしましては、いただきましたご意見については教育振興基本計画案の修正を伴う部分ではないのではないかと考えております。

なお、いただいたご意見とそれに対する教育委員会の考え方につきましては、市のホームページに掲載する予定としております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○委員長（阿部邦英君） ただいまの説明に対してご質疑等ございましたらお願いいたします。ございませんか。

（「ありません」との声あり）

○委員長（阿部邦英君） それでは、ないようでしたら、第17号議案 石巻市教育振興基本計画については、原案のとおり決することとしてよろしいでしょうか。

（「はい」との声あり）

○委員長（阿部邦英君） 異議がありませんので、第17号議案については原案のとおり可決いたします。

第18号議案 石巻市スポーツ推進委員の委嘱について

○委員長（阿部邦英君） 次に、第18号議案 石巻市スポーツ推進委員の委嘱についてを議題といたします。

体育振興課長から説明をお願いいたします。

○体育振興課長（佐藤敏彦君） ただいま上程されました第18号議案 石巻市スポーツ推進委員の委嘱についてご説明申し上げますので、表紙番号1の定例会議案17ページをご覧ください。

今回の委嘱は、スポーツ基本法第32条第1項及び石巻市スポーツ推進委員に関する規則第4条の規定により委嘱しております石巻市スポーツ推進委員の任期満了に伴い、新たに委嘱するものでございます。

委嘱につきましては、本規則第3条において、委員の定数は90人以内と定められておりますことから、18ページから21ページに掲げる本庁地区11名、河北地区8名、雄勝地区6名、河南地区6名、桃生地区9名、北上地区7名、牡鹿地区2名の計49名の委員の委嘱について承認を求めるものであります。

このうち女性委員は12名で、全体の25%の割合になっており、前回に比べ2人の増となり、登用率も5ポイントの上昇となります。

また、委員の任期につきましては、本規則第5条の規定により2年以内となっておりますことから、平成29年4月1日から平成31年3月31日までとしております。

以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（阿部邦英君） ただいまの説明に対してご質疑等ございましたらお願いいたします。

○委員（杉山昌行君） ちょっといいですか。

○委員長（阿部邦英君） 杉山委員。

○委員（杉山昌行君） すみません、基本的なことで申し訳ないんですけども、スポーツ推進委員というのはどのような職務内容になっているのでしょうか。

○委員長（阿部邦英君） 体育振興課長、お願いします。

○体育振興課長（佐藤敏彦君） スポーツ推進委員につきましては、市民の健康の増進ということを中心に、スポーツの指導、あるいはスポーツ大会の企画などを手がけるという内容になっております。

○委員長（阿部邦英君） よろしいですか。

○委員（杉山昌行君） はい。

○委員長（阿部邦英君） そのほかございませんか。

（発言する者なし）

○委員長（阿部邦英君） 女性の登用率も、男女共同参画推進関係の会議とか、あるいは女性活躍推進法とあわせて、できるだけ女性を登用するよという要望や意見等ございますので、本日このスポーツ推進委員の候補者名簿を見ますと、女性も数字的には二十数%ですが多くなっているのかなと思います。よろしいかと思ひます。

そのほかございませんでしたら、第18号議案 石巻市スポーツ推進委員の委嘱については、原案のとおり決することとしてよろしいでしょうか。

（「はい」との声あり）

○委員長（阿部邦英君） 異議がありませんので、第18号議案につきましては原案のとおり可決いたします。

日程追加について

○委員長（阿部邦英君） ここで委員の皆様にお諮りいたします。

本日の議事日程に職員の処分についてを追加していただきたい旨、事務局から申し出がありましたので、石巻市教育委員会会議規則第11条の規定に基づき、議事日程に追加することとしてよろしいでしょうか。

（「はい」との声あり）

○委員長（阿部邦英君） 異議がありませんので、職員の処分についてを第19号議案として日程に追加いたします。

第19号議案 職員の処分について

○委員長（阿部邦英君） それでは、第19号議案 職員の処分についてを議題といたします。

ここで委員の皆様にお諮りいたします。

第19号議案につきましては、人事案件ですので、秘密会として審議することとしてよろしい

でしょうか。

(「はい」との声あり)

○委員長(阿部邦英君) では、異議がありませんので、第19号議案は秘密会で審議することといたします。

委員及び関係説明員以外の方々は退席をお願いいたします。

(秘密会開催)

その他

○委員長(阿部邦英君) 審議事項をこれで終了いたします。

その他に入ります。

始めに、委員方から何かありましたらお願いいたします。

(発言する者なし)

○委員長(阿部邦英君) 各課長方からありますか。

(発言する者なし)

○委員長(阿部邦英君) それでは、ないようでしたら、次回の定例会の日程等についてお願いいたします。

○事務局(石井透公君) 次回、4月の定例会につきましては、4月27日木曜日、午後1時30分から開催する予定でございます。場所につきましては、市役所本庁舎4階、庁議室で開催いたします。よろしくをお願いいたします。

○委員長(阿部邦英君) それでは、以上をもちまして、本日の定例会を終了いたします。

どうもありがとうございました。

午後 4時01分閉会

教育委員長 阿 部 邦 英

署名委員 津 嶋 ユ ウ